塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八	
その他のもの	三四	
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの	三四	
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、荷扱所用又は格納庫用屋内スケート場用のもの	三一	
病院用のもの	二九	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接又は全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	二〇	
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五	
その他のもの	三一	
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの	二七	

変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、荷扱所用又は格納庫用屋内スケート場用のもの	二五	
病院用のもの	二四	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接又は全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五	
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九	
その他のもの	二四	
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）事務所用又は美術館用のもの	二三	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、学校用又は体育館用のもの	一九	
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、荷扱所用又は格納庫用屋内スケート場用のもの	一九	
病院用のもの	一七	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接又は全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二	
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四	
その他のもの	一七	